

○水戸市指定通所支援事業等基準条例施行規則

令和2年3月31日

水戸市規則第87号

改正 令和3年3月31日規則第46号

(趣旨)

第1条 この規則は、水戸市指定通所支援事業等基準条例（令和2年水戸市条例第9号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、児童福祉法（平成22年法律第164号）及び条例の例による。

(規則で定める医療行為)

第2条の2 条例第6条第2項の規則で定める医療行為は、厚生労働大臣が定める医療行為（令和3年厚生労働省告示第89号）に定める医療行為とする。

(令3規則46・追加)

(食事の提供に要する費用)

第3条 条例第25条第3項第1号に掲げる費用は、食材料費、調理に係る費用その他利用者が負担することが適当と認められる費用（以下「食材料費等」という。）とする。

(運営規程に定めるべき事項)

第4条 条例第39条の事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) 苦情の処理手順及び窓口
- (13) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営についての重要事項

(非常災害対策に関する計画に記載する事項)

第5条 条例第42条第1項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 火災，地震その他事業所の立地等から起こり得る非常災害に対処するため，夜間，停電，通信手段の途絶等の状況を踏まえた円滑かつ迅速に避難するための方策
- (2) 非常災害の発生に備えた必要な物資の量及び保管場所
- (3) 非常災害発生時の連絡体制
- (4) 前3号に掲げるもののほか，市長が必要と認める事項
(地域住民に対する説明事項)

第6条 条例第53条第1項の規則で定める事項は，次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 指定児童発達支援事業者の名称，提供するサービスの種類，その主たる事務所の所在地及び連絡先並びに代表者の職名及び氏名
- (2) 第4条各号に掲げる事項
- (3) 地域との連携に関する事項
(事故発生時の対応)

第7条 条例第54条第1項の連絡は，指定児童発達支援の提供により，当該障害児が次の各号のいずれかに該当する事故が発生した場合に行うものとする。

- (1) 死亡した場合
- (2) 医療機関で治療を受け，若しくは入院し，又は新たに心身に障害が加わり，若しくは障害支援区分が重度になるおそれが生じた場合
- (3) 食中毒となった場合
- (4) 白せん，インフルエンザ等の感染症に感染した場合
- (5) 障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第7項各号に規定する行為を受けた場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める場合

2 条例第54条第1項の連絡のうち市長にするものについては，事故発生連絡票（別記様式）により行うものとする。ただし，前項第1号又は第2号に掲げる場合にあっては，直ちに電話，ファクシミリ等により市長に連絡した後，速やかに事故発生連絡票を提出するものとする。

3 条例第54条第2項の規定による報告は，当該事故に対する措置の終了後，速やかに事故発生連絡票により行うものとする。ただし，当該事故に対する措置が長期にわたる場合は，進捗状況に応じて，適宜その経過を報告するものとする。

(記録の整備)

第8条 条例第56条第1項の規則で定める記録は，次の各号に掲げるものとする。

- (1) 従業者に関する記録として次に掲げるもの
 - ア 出勤日及び勤務時間が確認できるもの
 - イ 勤務日ごとの勤務した職種及びその職種別の勤務時間数が確認できるもの
 - ウ 従業者ごとの賃金，手当等の月別の支払を証する書類及び当該支払に係る明細が確認できるもの

の

エ 条例第10条に規定する雇用関係等の書面

オ 業務に必要な資格証等の写し

(2) 事業所の平面図及び設備の概要

(3) 備品台帳

(4) 会計に関する記録として次に掲げるもの

ア 出納帳等その他経理の記録

イ 利用料その他の費用の領収証及び明細の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録

2 条例第56条第2項の規則で定める記録は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 条例第23条第1項に規定する指定児童発達支援の提供日、その内容その他必要な事項の記録

(2) 児童発達支援計画

(3) 条例第37条の規定による市への通知に係る記録

(4) 条例第46条第2項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 条例第52条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 条例第54条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録

(食事の提供に要する費用)

第9条 条例第73条第3項第1号に掲げる費用は、食材料費等とする。

(運営規程に定めるべき事項)

第10条 条例第76条の事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 利用定員

(5) 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額

(6) 通常の事業の実施地域

(7) サービスの利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 苦情の処理手順及び窓口

(12) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営についての重要事項

(指定医療型児童発達支援の事業に関する読替え)

第11条 条例第78条の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第14条第1項	第39条	第76条
第24条第2項	次条第1項から第3項まで	第73条第1項から第3項まで
第28条第1項及び第29条	児童発達支援計画	医療型児童発達支援計画
第36条	医療機関	他の専門医療機関
第45条第1項	従業者の勤務の体制、協力医療機関	従業者の勤務の体制

(令3規則46・一部改正)

(指定放課後等デイサービスの事業に関する読替え)

第12条 条例第85条の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第24条第2項	次条第1項から第3項まで	第84条第1項から第3項まで
第27条第2項	第25条第2項	第84条第2項
第28条第1項及び第29条	児童発達支援計画	放課後等デイサービス計画

(運営規程に定めるべき事項)

第13条 条例第97条の事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の実地の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) 苦情の処理手順及び窓口
- (10) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営についての重要事項

(指定居宅訪問型児童発達支援の事業に関する読替え)

第14条 条例第98条の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

る。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第14条第1項	第39条	第97条
第24条第2項	次条第1項から第3項まで	第96条第1項から第3項まで
第27条第2項	第25条第2項	第96条第2項
第28条第1項及び第29条	児童発達支援計画	居宅訪問型児童発達支援計画

(指定保育所等訪問支援の事業に関する読替え)

第15条 条例第103条の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第14条第1項	第39条	第103条において準用する第97条
第24条第2項	次条第1項から第3項まで	第103条において準用する第96条第1項から第3項まで
第27条第2項	第25条第2項	第103条において準用する第96条第2項
第28条第1項及び第29条	児童発達支援計画	保育所等訪問支援計画
第45条第1項	従業者の勤務の体制、協力医療機関	従業者の勤務の体制

(令3規則46・一部改正)

(情報通信機器を活用した委員会等の開催方法)

第16条 条例第108条の規則で定める方法は、画像及び音声の送受信により、当該委員会又は会議の出席者が同時に通話することができる情報通信機器を活用する方法とする。

(令3規則46・追加)

(電磁的記録による作成等)

第17条 この規則の規定により書面で行うこととされている作成、取得、保存等の行為については、当該規定にかかわらず、書面に代えて、電磁的記録によることができる。

(令3規則46・追加)

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(令3規則46・旧第16条繰下)

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 (令和3年3月31日規則第46号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式（第7条関係）

事故発生連絡票

水戸市長 様

第 1 報 年 月 日

最終報告 年 月 日

報告者

事業者の名称及び所在地 _____ Tel _____

事業所の名称及び所在地 _____ Tel _____

責任者名 _____ 連絡先 _____

障害児	氏名		住所		電話番号		
	性別	年齢	歳	支援区分	受給者証番号		
事故の概要	発生日時	年	月	日	時	分	発生場所
	【概要（原因・経緯等）】						
事故時の対応	治療した医療機関名				医療機関所在地		
	【治療の概要】						
【家族等への連絡状況】							

事故後の対応	【障害児や家族の現在の状況】
	【事業所としての再発防止への取組】
	【損害賠償等の状況】(検討中・交渉中は、結果が分かり次第再度報告してください。)
その他連絡事項	

別記様式（第7条関係）

（令3規則46・一部改正）